

【令和元年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和元年11月27日 総務委員長 野田 雅之

○「議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 本年10月に人事委員会が行った給与勧告の対象範囲について

人事委員会が行った給与勧告は、一般職を対象とした勧告である。

《意見》

\* 人事委員会の給与勧告に基づく一般職の給料月額等の引上げには賛成であるが、特別職の期末手当の支給割合については、据え置くことが妥当であると考えている。本来は、特別職と一般職の給与は分けて考える必要があると思うが、一般職の給料月額等の引上げは重要である考えるため、本議案には賛成するものである。

\* 台風第19号で被災した中で特別職の期末手当の支給割合を引き上げることに反対であり、本議案については当該部分の規定を削除する修正案の提出を予定しているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第187号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

○「議案第190号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも台風被害の復旧に係る内容が含まれているため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 宮前区五所塚における擁壁の調査目的及び今後の対策について

当該地域においては、台風第19号により民地の擁壁の土砂崩れが発生したことから、同時期に施工した近隣の本市所有の擁壁についてボーリング調査や土質試験等を行うものであり、その結果に応じて補修等を行う予定である。

\* 住宅の応急修理制度の受付窓口及び受付期間について

住宅の応急修理制度の受付窓口は、まちづくり局住宅整備推進課であり、10月28日から受付を行っている。受付期間は、原則、災害発生時から1か月間であるが、内閣府と協議の上、受付期間を延長している。なお、11月22日までは、中原、高津、多摩の各区役所でも臨時の受付窓口を開設していた。

\* 雇用調整助成金制度の周知について

雇用調整助成金制度は、休業手当、賃金等の一部を助成する国の制度であるが、今後、経済労働局で窓口を開設し、当該制度の活用を必要とする中小企業に対し適切に周知を図る予定である。

\* 市民ミュージアムに保管されている収蔵品の保管場所を上層階に移動することの公式な検討の有無について

財政局では、市民ミュージアムの収蔵品の保管場所に関する公式な検討があっ

たかどうかについては把握していない。

《意見》

- \* 今回の台風について本市としての検証を行い、地域防災力の強化に取り組むだけでなく、被災者が一日でも早く平常の生活に戻れるように全力で取り組んでほしい。
- \* 市民ミュージアムについては、指定管理者がマニュアルを整備して風水害対策を講じていたとのことであるが、実際は、マニュアルは機能することなく収蔵品等が水没し多大なる被害が生じたため、今後は、指定管理者と市が連携を密に取りながら対策を講じ、早期の復旧に取り組んでほしい。
- \* 市民ミュージアムの収蔵品の保管場所については、ハザードマップの改定等にあって検討を行うべきであったと考えるが、今後はこのようなことがないように、収蔵品を守るという意識を持ち適切な対策を行ってほしい。
- \* 中小企業等の復旧支援については、1日も早い財政支援が求められる中、12月8日から順次説明会が開催され、個別相談、補助金の交付申請を受け付けるとのことであるが、被災した全ての企業が支援を受けられるように丁寧な説明とあらゆる方法での周知を行ってほしい。また、併せて、福祉関連事業者にも速やかな対応を行ってほしい。
- \* 中小企業等に対する説明会の際には、1社でも多くの企業に雇用調整助成金制度について知っていただくように、チラシやリーフレットでの周知を行い、また、ホームページでの掲載等の対応も併せて行ってほしい。
- \* 宮前区五所塚等の4か所で発生した土砂災害では、擁壁の調査、土質試験等を実施する予定であるが、擁壁の強度の基準の見直しを行った上で、ハザードマップ等に適切に反映させて市民周知を行ってほしい。また、民地の土砂崩れによる土砂等の撤去・処分費用などは、被災者の自己負担となっており、その軽減に向けて検討されていると伺っているが、寛容な対応をしてほしい。
- \* 擁壁の崩落の撤去費用には約450万円以上を要し、再建には、約1,000万円から1,800万円を要するといわれているため、被災者の生活再建に大きな障害となっている実情がある。擁壁の再建には補助制度があるが、撤去費用については補助制度による支援がないため、国の支援制度を活用するなど、対策を講じてほしい。
- \* 被災者向け住宅支援については、世帯の状況に適した住宅をあっせんしているとのことであるが、現状は、希望がかなっていない状態であり、例えば、子どもがいる家庭では、学区外の住宅が提供されたり、通院等の配慮も行われていないため、自宅に近い地域などへのあっせんをすべきであったと指摘せざるを得ない。今後は、賃貸型応急住宅のあっせんを実施するなど被災者の実情を踏まえた対応を円滑に行ってほしい。
- \* これまでの災害等では、被災により、住んでいた地域を離れ、地域コミュニティが失われたことによる孤独死の発生が大きな問題となっている。このような災害関連死を危惧しているため、被災者の住宅支援に当たっては、近隣の住居を借り上げ、提供する等の対応を行ってほしい。

- \* 住宅の応急修理については、床上浸水による床や畳の張り替え、給湯器や電気設備の改修などは、限度額まで制度を活用しても生活再建に必要な費用との間に乖離があるため、改めて補助制度の再検討を行い、被災者個人への支援について、スピード感を持って取り組んでほしい。
- \* 現在は、罹災証明の再調査を行っている段階であるため、住宅の応急修理制度の受付期間については、制度を利用したいのに受付が終了していたといったことがないように罹災証明書の発行窓口と連携を図ってほしい。また、区役所の臨時の受付窓口は終了したとのことであるが、必要があれば再開も検討してほしい。
- \* 新丸子東地下通路の浸水被害については、想定以上の流入量で対処できなかったとのことであるが、市内各地で浸水被害が発生したことを鑑み、今後は、ポンプ機能の更なる充実を図る等の対策を行ってほしい。
- \* 私道の土砂の撤去について、市は対応しないとのことであるが、地域住民の生活に影響を及ぼすことが懸念されるため、今後、災害時には適切な対応ができるよう検討を行ってほしい。
- \* 多摩川緑地については、年度末までに緊急補修工事を行い、来年度にかけて機能が回復したグラウンドから順次供用を再開するとのことであるが、利用団体から意見等を伺った上で復旧に向けてのスケジュール等を丁寧に説明し、国との連携により、スピード感のある対応を図ってほしい。
- \* 多摩川全体の治水対策として、効率的かつ経済的に実施できるしゅんせつ工事の実施を検討してほしい。
- \* 平瀬川における河川管理用通路の補修に関しては、護岸の調査の必要性も考えられるため、対策の検討を行ってほしい。
- \* 議案第187号については、議案第156号の特別職の期末手当の支給割合の引き上げに伴う予算措置が含まれているが、当該部分に関しては、反対の立場であり、本議案についても修正案を提出予定であるため、本議案には賛成できない。

《議案第187号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第190号の審査結果》

全会一致原案可決